

健 康 診 断		場 所		対 象 地 区	
4/25	火	広見集会所		広 見	
子 宮 が ん 検 診					
月 日	曜 日	対 象 地 区		場 所	受 付 時 間
4/27	木	父野川		大村集会所	13:00 ~ 13:30
				川口集会所	14:00 ~ 14:30
4/28	金	上大野・下鍵山・上鍵山・日向谷		日吉保健センター	13:00 ~ 14:00

お知らせ情報



国民健康保険加入者（学生の方）の届出について

現在、鬼北町国民健康保険加入者の方で、今年から町外へ進学される学生の方、またはすでに修学のため在学地にお住まいになっている学生の方に次のような異動がある場合、届出が必要です。

異 動 内 容	手 続 き 内 容	届 出 に 必 要 な も の
町外の学校へ進学されたとき	・ 転出届出 ・ 国保保険証の変更届出	国保保険証、印鑑 在学証明書
卒業または退学したとき	・ 喪失届出	国保保険証、印鑑
就職し職場の健康保険に加入したとき	・ 喪失届出	国保保険証、印鑑、 職場の健康保険証
引き続き在学中の場合	・ 国保保険証の更新※	国保保険証、印鑑 在学証明書（新年度のもの）

※保険証の更新時期：保険証の有効期限は1年間で毎年8月を更新月としております。届出は前月7月中においでください。

(注意) 卒業または退学後につきましては、鬼北町国民健康保険資格は喪失となります。社会保険に加入されていない場合は、住所地の市区町村において国保加入の届出が必要です。

【届出場所および問合せ先】

鬼北町役場 町民課保険年金係 ☎45-1111 内線216 日吉支所住民係 ☎44-2211

年金制度が変わります

障害基礎年金と老齢厚生年金等との併給について（平成18年4月から）

改正前の制度では、1階部分の基礎年金と2階部分の厚生年金は、基本的に同一事由のものだけが同時に受給（併給）できるものでした。

このため、障害基礎年金の受給権者は、障害を有しながら就労して保険料を納付したことが年金給付に反映されない仕組みとなっていました。これらの課題に対する取組みとして、障害を持ちながら働いたことが評価されるために、平成18年度からは、65歳以上の方で障害基礎年金と老齢または死亡を支給事由とする年金の受給権がある場合、同時に両方の年金を受給することができるように改正されることになりました。

なお、この併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。

【例】

国民年金		厚生年金（共済年金）		
		老齢厚生年金 (退職共済年金)	障害厚生年金 (障害共済年金)	遺族厚生年金 (遺族共済年金)
老齢基礎年金	○	×	○	
障害基礎年金	◎	○	◎	
遺族基礎年金	×	×	○	
旧国民年金法による障害年金	◎	×	◎	

注) ○：改正前でも、同時に受給可能な組み合わせです。ただし、同一の支給事由（傷病）による障害によって、支給される場合に限られます。

◎：今回(平成18年4月から)、同時に受給可能となったものです。

×：同時に受給ができないものです。

【問合せ・照会先】

ねんきんダイヤル（年金被保険者） ☎0570-05-1165

ねんきんダイヤル（年金を受給している方） ☎0570-07-1165

または、お近くの社会保険事務所・年金相談センターまで

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>